

平成29年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局、帯広防衛支局

開催日及び場所	平成29年9月20日(水) 北海道防衛局4F第1・2会議室
委 員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 名誉教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士) (50音順)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年6月30日	
審議対象件数	14件	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	総件数 5件	(審議概要)
建設工事	一般競争(政府調達協定対象) 一般競争(政府調達協定対象外) 公募型指名競争 指名競争 企画競争 随意契約 建設コンサルタント業務等	0件 1件 0件 0件 0件 0件 4件
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 (北海道防衛局、帯広防衛支局)	意見・質問	回答
	【指名停止状況説明】 (特になし) 【低入札状況説明】 (特になし) 【抽出案件】 ○建設工事等 (政府調達協定対象外) ①[余市(28補)隊舎耐震改修建築その他工事] ・応募した2者の内、1者辞退しているが理由は何か。	・事務局から、契約状況、指名停止及び低入札状況の説明 ・対象件数から抽出した5件の概要について局担当者が説明後、委員による審議

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 参加業者が少ない理由は何かあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事内容は耐震補強工事であるが外付鉄骨補強プレース設置3面で一部耐震壁の設置が4面と少ない。また、運用しながらの改修となるため、手間が掛かる上に規模が小さいことなどの理由で敬遠されたと聞いている。
<p>②[千歳外 (29) 警衛所新設等測量調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札率64.42%で低いが何か理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注業者は、本業務の積算価格が他省庁と同様に歩掛りで算定していることを承知しており、受注したいという意欲からこのような金額で応札したとのこと。具体的には札幌駐屯地と千歳基地は本社からの距離も近く移動経費が少ないと。また、札幌駐屯地と千歳基地の2つの業務を受注することで成果物の書式の共有等、経費削減が可能であると判断したためと聞いている。
<ul style="list-style-type: none"> 過去の入札状況を見ると今回の業者さんは落札率が低いが。昨年は64.54%、26年の受注では4割を切る38.35%だが、実績のある業者なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年の業務も受注し、問題なく施工している。
<ul style="list-style-type: none"> 本件の予定価格は、どのように計算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が公表している歩掛り等を用いて算定している。
<ul style="list-style-type: none"> 業務としてこの位の金額で実績を伴って施工する業者がいると、それで出来るんじやないかと思ってしまうが、やはり歩掛りを通じて発注せざる得ないわけか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである。
<ul style="list-style-type: none"> 計算方式も原価計算方式でせざる得ないわけか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである。
<ul style="list-style-type: none"> この業務は、測量調査だけか。 	<ul style="list-style-type: none"> 測量と既設構造物の調査である。
<ul style="list-style-type: none"> 今、業界ではドローンを使った測量もしているようだが。 	<ul style="list-style-type: none"> 当局ではまだ実績はない。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>③[稚内 (29) 整備場新設等設備設計]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式で2番目に価格の安い業者が落札となってい る。評価点が反映されて、金額と評価点を総合的に勘案して決 定したのは理解できるが、評価とした結果は、どこに記載され ているのか教えてほしい。 <p>④[然別 (29) 廠舎整備土質調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が58.30%と低いが、それについての補足説明はあるか。 ・入札契約状況調書で、アサノ大成のところに手書きで東京都と書いてあり、下の業者名のところには札幌とあるが、東京本社で札幌に支店があるというこ とでいいか。 ・第三者履行確認としては具体的に何をやったのか。 ・第三者履行確認に要する費用は、受注した業者が負担するのか。 ・どの業者に確認を受けるかは貴局が指定するのか。 	<p>(価格評価点の入った入札状況状況調書を提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価点と価格評価点の合計を評価して落札者を決定して いる。 ・この案件を落札した業者は、国の機関の実績が欲しかった為、ぎりぎりの価格をねらった結果、品質確保基準価格を下回る価格になっ た。当該金額で応札出来たのは、まとまった規模の調査で、自衛隊施設内の比較的狭い範囲にかたまっていること、同種業務の実績のある技術者を配置し効率的に報告書等の取り纏めができ価格を抑えることが可能と判断できたからである。工期の8月末に検査を行ったところ、業務の手順、成果品とともに適切であった。 ・そのとおりである。 ・品質確保基準価格があり、予定価格の約80%を下回ると第三者履行確認を行うことになっている。第三者履行確認とは、別の同等の技術者のいる調査会社に調査報告書の履行確認の契約を結んで業務を進めるということである。 ・そのとおりである。 ・局では指定せず、落札業者が選定する。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> それで適切な品質は確保できるのか。監督される人が監督する人を決めてくるのは構造的に緊張関係を生まない土壤があるようだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者の履行確認業者は受注した会社の管理技術者と同等の資格要件を有する技術者を付けるということになっている。第三者となる業者は、当局の登録業者であり、業務、資本、人的に本案件に関与せず、その業者自体も低入札調査を受けていないなどの要件を満たす業者としており、したがって、ご懸念のような問題は生じないと判断している。
<ul style="list-style-type: none"> 一定の制約、一定の要件を満たす業者の中から落札者が施工確認する業者を選ぶということか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである。
<ul style="list-style-type: none"> 最終的にそこで品質が担保されるということか。 第三者履行とは、作業の進捗に応じて第三者に点検をさせ、第三者がノーを出したらそこでやり直すか、止める事になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりである。 第三者が駄目という判断をしたら、それは成果品として認められない。
<p>⑤[然別外 (29) 廠舎整備等設備設計]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分県の業者が帯広まで来る理由を聞きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績としては北関東、南関東、近畿中部、中国四国の各防衛局などでも設計をやっている。設計業者はインターネット等の普及により会社の所在地に関係無くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> 落札者以外、予定価格が超過している。どういう理由があつたのか知る限りのことを教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 積算の構成として建物新築に係る設備設計、解体に係る設備設計、建物の外部の電線及び通信線の設計がある。建物の内部の設備設計に関しては国交省の積算基準があり、外部の解体、通信設計については見積を採用している。見積の割合が業務量の3分の1を占めているので、その見積のところで合わなかつたのではないかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> 4者、5者参加して見積が合わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 6者見積を取り、最低を採用している。見積のボリュームも大きいのでこういう結果になったと思う。

意 見 ・ 質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札者は最近できた会社か。 ・他の業者は札幌の地元企業か。 	<p>いつかはわからない。</p> <p>・札幌の企業である。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

2. 談合疑義案件(内訳明細書の点検結果疑義)の処理状況について

談合疑義件数		一件	(審議概要) ・該当案件なし
工事	談合情報	一件	
	点検結果疑義	一件	
業務	談合情報	一件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回答
		・特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・特になし	
3 入札結果の事後的統計について			
審議概要		・順位傾向、落札率、応札率及び低落札について説明	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回答
		・特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・特になし	